

只木ゼミ夏合宿第4問

XとYは夫婦ではないが、アパートの一室で、実子であるA(3歳)と3人で同居していた。Xはたびたびしつけと称して、Aの顔面を殴る等の暴行を繰り返しており、YもAの態度が悪いと、同人に食事を与えないなどの虐待を加えていた。

12月24日の夕食の際、Aが食事を残したことから、XはAに対して怒鳴り、Aを床に押し倒し、頭部を足蹴にするなどの暴行を加えた。Yは隣で食事をしていたが、「この子は厳しく叱らなきゃダメなんだから」と言ってこれを黙認し止めようとはしなかった。

夕食後、Xが出かけた後、Aが顔面蒼白で動かなくなっており、そのことに気づいたYは自分たちの虐待が発覚するのを恐れ、病院に連れていくことなく、このままではAは死んでしまうかもしれないと思いつつもこれを放置した。その5時間後、Aは頭部の暴行から生じた脳内出血が死因となって死亡した。YがAの異変に気付いた時に直ちに救命措置を採っていたら、Aの救命可能性は高かったが、確実とまでは言えなかった。

12月24日時点でのX、Yの罪責を求めよ。

参考判例:札幌高裁平成12年3月16日判決

大阪高裁平成13年6月21日判決